平成２２年（フ）第５７９号
盛岡市長橋町３番34号
債務者　高橋由紀子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７６号
山形県鶴岡市朝暘町23番２―403号　市営住宅
債務者　佐藤　夕紀
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第９１号
山形県鶴岡市千石町５番37号
債務者　森　　孝平
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第６８０号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本459番地の１
二見ハイツ２
債務者　亀井万城子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６８２号
神奈川県厚木市三田39番地32
債務者　石橋　樹里（旧姓島内）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７１２号
神奈川県厚木市関口426番地１コンフォール102
債務者　達紙　和彦
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３３号
新潟県新発田市本町２丁目６番６号　稲垣ハイツ202
債務者　本間　重信
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１６０８号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪268番地１
債務者　鬼頭　静代
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３６５号
名古屋市港区入船２丁目２番40号　グラン・コート名古屋港401号
債務者　與川　敏彦
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９９号
愛知県岩倉市大地町野合46番地サンハイツ中央Ａ―６
債務者　原田くみ子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３２９号
香川県高松市小村町117番地１ニューシティめぐみ206号室
債務者　岩見　孝一
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３３０号
香川県高松市仏生山町甲834番地７
債務者　深水　麻里（旧姓杉上）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３３３号
香川県高松市栗林町２丁目20番６号ハイツヴァレイ501号室
債務者　平尾　健治
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３４５号
香川県東かがわ市西村1222番地１
債務者　片岡　栄伸
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３５２号
香川県高松市香川町浅野3607番地12
債務者　植田　　進
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３５３号
香川県高松市寺井町1328一宮団地13―104、住民票上の住所香川県丸亀市原田団地10番７号
債務者　西山　勇輔
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９６４号
福岡市中央区今川２丁目７番９号
債務者　諸石　睦子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８４４号
福岡市東区千早６丁目８番3402号
債務者　平山　夕貴
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部